

一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)設置者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

(宛先)松本市長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条第6項 第9条第7項 (同法第15条の2の6第3項において準用する

場合を含む。)の規定により、欠格要件に該当するに至ったので、関係書類を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の場所	
一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至った欠格要件及びその具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	

- (備考) 1 該当するに至った欠格要件は、一般廃棄物処理施設設置者にあつては法第7条第5項第4号の口からトまで又はリからルまで(同号のりからルまでに掲げる者にあつては、同号のイ又はチに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを、産業廃棄物処理施設設置者にあつては同法第14条第5項第2号のイ(法第7条第5項第4号イ又はチに係るものを除く。)又は第14条第5項第2号のハからホまで(法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は第14条第5項第2号の口に係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを記入すること。
- 2 法第9条第7項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出にあつては、「一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の場所」の欄から「許可の年月日及び許可番号」の欄までの各欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至ったことが確認できる書類を添付すること。
- 3 この届出書は、法第9条第6項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に、法第9条第7項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至った後遅滞なく提出すること。